

Uターン就職のために企業の採用面接やインターンシップを受けられる方へ



令和3年度

山形県Uターン就職活動 交通費助成事業



この事業を使って
たくさんの方が
Uターンしました！

採用
面接



山形県内で実施される採用面接を受けたり、インターンシップに参加したりするための交通費の一部を助成します。

上限額 10,000円
(1人2回まで)

インター
シップ



詳しくは裏面をご覧ください

お問合せ窓口

●山形県 Uターン情報センター

〒102-0093 東京都千代田区平河町 2-6-3
都道府県会館 13 階 山形県東京事務所内
TEL 03(5212)8996 FAX 03(5212)9028
MAIL yu-turn@pref.yamagata.jp

●山形県 産業労働部 雇用・コロナ失業対策課

〒990-8570 山形県山形市松波 2-8-1 県庁 8 階
TEL 023(630)2711 FAX 023(630)2376
MAIL ykoyo@pref.yamagata.jp

HPは
こちら！



令和3年度 山形県Uターン就職活動交通費助成事業の概要

◆ 補助金の交付を受けるにあたって必要な条件 ◆

①～③の条件をすべて満たすこと

- ① 現在、山形県外に居住している
- ② 山形県Uターン情報センターに利用者登録を行っている
※ なお、山形県と学生Uターン就職促進に関する協定を締結している大学(協定締結大学)の学生の場合は、在学を証明することで省略可
- ③ 山形県内で採用面接又はインターンシップ(3日間以上)が行われている

協定締結大学等

(R3.4.1 現在)

東海大学・神奈川大学・専修大学・大東文化大学・日本大学・明治大学・国土館大学・駒澤大学・東洋大学・文教大学・立教大学・帝京大学・帝京短期大学・明治学院大学・立正大学・拓殖大学・立命館大学・法政大学・千葉商科大学・神奈川工科大学・関東学院大学・東京工科大学・日本工学院専門学校・日本工学院八王子専門学校・日本工学院北海道専門学校

◆ 対象となる経費 ◆

申請者の住所地から県内企業との面接地又はインターンシップ地までの往復の移動に要した交通費(鉄道、航空機、高速バスのいずれか。宿泊料込みのパック旅行商品も可)

※原則、面接日又はインターンシップの前後7日以内の移動に係る経費が対象となります(令和4年3月10日まで)。

※公務員試験及び行政機関が実施するインターンシップは対象外です。

◆ 補助金の額 ◆

対象経費の 1/2(100 円未満切り捨て)又は 10,000 円のいずれか低い額(1人につき2回まで受給できます)

※企業から交通費の支給・助成があった場合は、補助金額を調整する場合があります。

※予算額に達した場合、受付を終了させていただきますので御了承下さい。

◆ 申請手続きの流れ ◆

